

重要な会計方針（平成17年度）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社名は、「銀行及び子会社の概況」に記載しているため省略しました。

なお、株式会社福岡カードは、平成17年7月末をもって当行に吸収合併されましたが、合併時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

1社 前田証券株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点等を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券・金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価増減の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるのみし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産・不動産

当行の動産・不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

動産 2年～20年

連結子会社の動産・不動産については、主として当行と同様の処理を行っております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和と債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員に退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度に全額を処理。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理。

(会計方針の変更)

当行は、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）が平成17年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,117百万円増加しております。

（追加情報）

当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年4月に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ、また厚生年金基金及び企業年金を確定給付企業年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として、2,532百万円計上しております。

(7) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(8) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(10) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

7. 利益処分項目の取扱い等に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

注記事項（平成17年度）

（連結貸借対照表関係）

※1 有価証券には、関連会社の株式2,261百万円を含んでおります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,346百万円、延滞債権額は79,880百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は返済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は379百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和と債権額は59,128百万円であります。なお、貸出条件緩和と債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和と債権額の合計額は148,714百万円であります。なお、上記2,から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、69,737百万円であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 649,603百万円

担保資産に対応する債務 預金 38,719百万円

コールマネー及び売渡手形 194,600百万円

債券貸借取引受入担保金 147,270百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券254,834百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、動産・不動産のうち保証金権利金は1,941百万円、その他資産のうち手形交換所保証金等は255百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,936,365百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,909,978百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を留保するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,784百万円であります。

※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,615百万円

※11 動産不動産の減価償却累計額 58,815百万円
※12 動産不動産の圧縮記帳額 7,605百万円
（当連結会計年度圧縮記帳額 ー百万円）

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金44,000百万円が含まれております。

※14 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）であります。

※15 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。

※16 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当行の株式の数 普通株式 17,014千株

17 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務1,348百万円について相互に保証しております。

（連結損益計算書関係）

※1 その他の経常費用には、当行の債権売却損467百万円を含んでおります。

※2 その他の特別利益は、当行の退職給付に係る制度変更益であります。

※3 その他の特別損失には、時間外増増資金等の波及支払額2,173百万円を含んでおります。

※4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失額（百万円）
福岡県内	営業用資産（処分予定） 遊休資産等	5万平方メートル 4万平方メートル 土地建物	3,804

当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の営業用資産（処分予定）及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
共用資産	銀行全体に関連する資産 （本部、コンピュータセンター、 社宅、ATMコーナー等）	銀行全体を一体としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位。ただし、個人強化店・出張所等の母店との相互補完関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
連結子会社		個社ごとにグルーピング

（回収可能価額）

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準（国土交通省、平成14年7月3日改正）」等に基づき算定しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

(1)現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成18年3月31日現在	
現金預け金勘定	341,898百万円
有利息預け金	△9,334百万円
現金及び現金同等物	332,564百万円

(2)重要な非資金取引の内容

新株予約権の行使による資本金増加額	11,557百万円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	11,506百万円
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	23,064百万円

なお、上記は旧商法に基づき発行された転換社債の転換によるものであります。

（リース取引関係）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

（借手側）

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

	動 産
取得価額相当額	12,317百万円
減価償却累計額相当額	6,408百万円
減損損失累計額相当額	ー百万円
年度末残高相当額	5,909百万円

・未經過リース料年度末残高相当額

1年以内	2,006百万円
1年超	4,094百万円
合 計	6,101百万円

・リース資産減損勘定年度末残高 ー百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	2,771百万円
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円
減価償却費相当額	2,595百万円
支払利息相当額	181百万円
減損損失	ー百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	30,659百万円
退職給付引当金	9,318百万円
有価証券償却	2,457百万円
減価償却	1,667百万円
その他	4,697百万円
繰延税金資産小計	48,799百万円
評価引当額	△4,896百万円
繰延税金資産合計	43,902百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△29,086百万円
退職給付信託設定益	△8,934百万円
動産不動産圧縮積立金	△533百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	△38,560百万円
繰延税金資産の純額	5,342百万円

（1株当たり情報）

		平成17年度
1株当たり純資産額	円	599.50
1株当たり当期純利益	円	48.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	43.63

(注)1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		平成17年度
1株当たり当期純利益		
当 期 純 利 益	百万円	31,425
普通株主に帰属しない金額	百万円	60
うち利益処分による役員賞与金	百万円	60
普通株式に係る当期純利益	百万円	31,365
普通株式の期中平均株式数	千株	643,214
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	百万円	258
うち支払利息（税額相当額控除後）	百万円	214
うち事務手数料（税額相当額控除後）	百万円	44
普通株式増加数	千株	81,479
うち転換社債	千株	81,479

（重要な後発事象）

1. 当行は、平成18年5月12日に、株式会社熊本ファミリー銀行（本店：熊本市 頭取：河口和幸）と業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

(1) 基本合意の目的

福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。

(2) 業務・資本提携の内容

ア.業務提携の内容

(ア)事業再生支援 (イ)ATM相互無料提携 (ウ)ビジネスローン業務提携 (エ)法人ソリューション営業提携 (オ)個人向け営業提携 (カ)業務効率化提携

イ.資本提携の内容

福岡銀行が熊本ファミリー銀行の公的優先株式を整理回収機構から全額買取ることについて、整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。

福岡銀行が取得した熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容	
取得株式の総数	40,000,000株
取得価額	1株につき788円79銭
取得総額	31,551,600,000円
取得先	株式会社 整理回収機構
取得日	平成18年5月17日

(3) 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等

福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係者当局の許可を前提として、原則として平成19年春を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。

2. 当行は、平成18年6月9日開催の取締役会の決議に基づき、安定した自己資本の確保のため、平成18年6月27日に第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）300億円を発行しました。

第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	
発行価額	各社債の金額100円につき金100円
発行総額	300億円
利率	①当初5年間：（平成23年6月27日まで）年1.77% ②以後5年間：6ヶ月ユーロ円LIBOR＋1.82%
償還期限	平成28年6月27日